



1. しまなみ海道の島民利用料金軽減策を！

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○福重主査 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、これを許します。

白石洋一君。

○白石分科員 立憲民主党の白石洋一です。

松本大臣、よろしく願います。

今月、しまなみ海道開通二十五周年を迎えまし  
た。地元愛媛新聞の一面に書かれている見出しと  
いうのは、経済、観光振興に寄与した、そして航  
路は縮小、島民の料金負担重く、島民の料金負担  
重くということが大々的に見出しとして書かれて  
いるんですね。

その背景を申し上げますと、松本大臣の御地元  
の兵庫県、ここにも明石海峡があつて、そして淡  
路島とつながっているという状況があると思いま  
す。でも、淡路島の人口というのは十数万人で、  
島の中で都市機能というのは完結していると思っ  
たんですね。ですから、島外に出るといふのもそれ  
はあるんでしょうけれども、生活のために出ると  
いうよりは、特別のことがあつて出る。  
一方、しまなみ海道というの、つながつてい

る島、例えば大島、伯方島、大三島、それぞれ人  
口が五千人から六千人規模なんです。ほとんど  
どんどん人口が減ってきています。ですから、都  
市機能が縮小してきているんですね。なので、ど  
うしても陸地部に出ざるを得ない。生活のために  
陸地部、今治市の市街地の方に出ざるを得ない、  
こういうことになるわけです。通学とか病院とか、  
あるいは買物ですね。品ぞろえがあると、ここで買  
いたいと思つたら陸地部に行く必要がある。  
では、そのための通行料金、今幾らか。ETC  
で割引していただいても片道千五百円、往復三千  
円なんです。これが重いんです、島の方々にと  
つては。一つの島、五千人、六千人住んでいらつ  
しやる、こういう方々にとってはこの通行料金が  
重いということなんです。

このことはずつと、島に行けばその話になりま  
すので、私も一昨年の国土交通分野の質問でもお  
願ひしているんですけれども、なかなか難しいと  
いうことなんです。

今日、大臣に質問、お願いでしようと思つたの  
は、総務省の方で、いわゆる島民割引に近い制度  
これを使えないかということなんです。具体的  
には、過疎対策事業債、いわゆる過疎債、これ  
で島民割引する、これは可能なんでしょうか、大臣。  
○松本国務大臣 委員御案内のとおり、過疎対策  
事業債は過疎法によりまして特別に発行が認めら  
れた地方債でございます。公共施設の建設事業  
などのハード事業に加えて、一定の限度額の範囲  
内で地域医療、生活交通の確保などのソフト事業  
も対象としております。

過疎対策事業債、ソフト分は、市町村の内部管  
理経費や法令に基づく義務的経費などを除きまし  
て、将来にわたつて過疎地域の持続的発展に資す  
る事業を対象としており、例えば離島における航  
路や航空路の住民割引助成事業に充当されている  
例がございます。

お尋ねの島民割引事業に過疎対策事業債、ソフ  
ト分を充当するかどうかについては、市町村ごと  
に財政力指数等の外形的な基準により発行限度額  
が定められておりまして、その額の範囲内で当該  
地域の持続的発展のためにどのような事業を行う  
か、市町村において十分検討されることになるも  
のと承知しております。

○白石分科員 ソフト分ということで、制度の中  
身なんですけれども、議論してという大臣の話で  
すけれども、恐らく、生活交通の確保ということ  
で、例示で路線バスの維持あるいはコミュニティ  
ーバスだとかあるいはデマンドタクシーの運営、  
こういったものも例示されていますから、島民割  
引、やろうと思つたら、これは使えるということ  
で確認させていただきたいんですけれども、大臣、  
いかがでしょうか。

○松本国務大臣 先ほど申しましたように、実際  
に離島における航路や航空路の住民割引助成事業  
に充当されている例がございますので、制度にお  
きまして、今申し上げましたように、市町村にお  
いて御検討いただいて、島民割引事業を行うかど  
うか、進めることになろうかというふうな思つて  
おります。  
○白石分科員 市町村がやりたいと言つたら可能

だという答弁だと受け止めさせていただきます。その上でですけれども、過疎債の発行限度額というのは外形的な指標によって決まってしまうんですね、今治市でいったら二億円弱ということで。でも、やはり、今治市は島だけじゃないですから、ほかにもいろいろ過疎が進んでいるところもありますから、大事なところにそれらが使われているわけです。

それで、大臣、お願いしたいのは、淡路島の例を挙げました、そういうところじゃなくて、今、谷間に落ちている、こういった都市機能が失われつつある島の通行料金、これにフォーカスした、特化した事業、制度、支援制度を考案、実行していただきたいんですけども、その点は大臣、いかがでしょうか。

○松本国務大臣 特化したというのをちよつとどのように受け止めるかということかと思いますが、交通の確保ということで申しますと、御指摘の点、委員もおっしゃったとおり、国土交通委員会で御議論をいただきましたように、交通そのものについては、直接は国土交通省において御対応いただくことになろうかというふうに思うところがございます。

私どもとしても、地方を活性化するという意味では、今申し上げましたように、過疎対策事業債を始め様々な地方の対応策を用意させていただいているものを、各地域において御活用をいただけたらと思っております。

今もお話がありました、今治市におかれましても、過疎事業債、活用をいただいているように

ございますが、今もお話がありましたように、島民負担の重さというのを地域においてどのように受け止めるかという中から御検討いただくところかというふうに思っております。

総務省として、島民割引を拡大するかどうかということ、判断について申し上げますことは難しいところはあるわけでございますけれども、地域を活性化すること、特に離島地域を始めとする条件不利地域の活性化は大変重要な課題でございます。いわば負担を軽くさせていただくという政策と同時に、地域に活力をもたらすという意味で、地域への人の流れをつくる。例えば、地域おこし協力隊などは、今治市においても令和五年度は十五名と大変御活用をいただいております。いろいろ効果も上がっているというふうに伺っているところがございますし、また、地域活性化起業人であるとか、ローカル一千万プロジェクトの仕組みを活用した水産物の高付加価値化や放置竹材の活用、サイクリスト向けの総合施設の整備などにも取り組んでいただいているというふうにお聞きをいたしております。

是非、財政支援も含めて、離島地域を始めとする条件不利地域の活性化には私どもも真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

○白石分科員 キーワードは条件不利地域への支援だと思っております。実際、今、大臣が挙げられたように、条件不利地域に対する支援制度が幾つかあるわけですね。私が申し上げたいのは、そこに谷間になって欠けている部分、これを埋めていただきたいということなんです。

## 2. 地方自治体議員の被選挙権年齢引き下げを！

国交省は橋を造った。総務省にお願いしたいのは、その中で、観光だとか事業だとかで行く人は除外していいんです。島民の生活にフォーカスした、そういう方々、いわば中山間地域で町に下りて買物をする、こういう方々が条件不利なわけですね。でも、今はそれに特化した制度がないので、是非、総務省の方でも考えていただきたいんです。大臣、お願いします。

○松本国務大臣 今委員の御指摘で、特に島の皆さんの生活にとつては大変大きな課題だという御指摘であったかというふうに思います。総務省としては、やはり、自治体の皆様をお支えするということが大きな使命であることを考え、先ほど過疎債の仕組みについてはお話をさせていただきました。自治体におかれてその重要性を認識、それに対する施策を展開することに対しては、過疎債を始めとして財政面からしっかり支えさせていただきます。こう思っております。

○白石分科員 大臣、過疎だけじゃなくて条件不利なわけですね。これを、島民割引するためには年間十億円要るんです。過疎債の割当ては、今、今治市でいえば二億円弱です。足りないです。それをどうするかということについて、是非、総務省の方でも政策課題として検討していただきたいと思っております。

次に行きます。被選挙権の年齢なんですけれども、投票権、選挙権の方は二十歳から十八歳に引き下げられました。一方、被選挙権、投票してもらう方の年齢というのは二十五歳のままで、ちよつと参議院は違いますけれども。



これは、二十五歳というふうに言いますけれども、実際は、選挙というのは四年ごとにしか来ませんから、タイミングによつては二十九歳ちよつと欠けるところまで待たないといけない人がいるわけですね。二十九歳弱、これがタイミングによつては実際の被選挙権なわけです。

これはかなり高い年齢まで、ずっと、この志、議員になって、あるいは首長になって活躍したい、特に市町村の議員を挙げて、その例があつたものですから念頭に置いておくべきですけれども、ずっと二十九歳弱まで待たないといけないというのは酷だと思えますし、環境からしても、成人年齢は二歳引き下げられた、議員のなり手不足で困っている。さらには、世界各国との比較からしても、日本の二十五歳というのは高い。そして、やはり、せっかく若い人が、議員になりたいという人がいるのであれば、積極的になつてもらつたらいいと思うんですね。挑戦してもらつた方がいいと思うんです。

国会議員というのもありますけれども、まず先行して地方自治体議員だけでも被選挙権二十五歳というのを引き下げるべきだと思うんですけれども、これは大臣、政治家としてのお考えはいかがでしょうか。

○松本 国務大臣 政治家としてということでございますが、公職選挙法を直接所管いたしておりますので、御理解をいただきたいと思つております。

我が国の被選挙年齢は社会的経験などを踏まえて設定されているとの説明がなされてきたものと承知をしているところでありますけれども、被選

挙年齢は、当該公職の職務内容や選挙権年齢とのバランスなども考慮しながら検討されるもので、これまで、例えば令和二年に地方議会・議員のあり方に関する研究会の報告書というものがございまして、地方議会議員の被選挙権年齢の引下げについて、選挙権年齢と同じ十八歳に引き下げ、人生の選択の時期に地域をよくしたいという意欲を持つ若者が立候補できるようにしてはどうかとの意見がございました。他方で、住民間の利害対立に関わる合意形成を担うためには一定の経験が必要と考えられることから、慎重に考えるべきではないかとの意見もございました。

先ほど申しましたように、公職選挙法を所管する立場では、是非、政党間、立法府での御議論をいただきたい、このように御答弁申し上げます。

その上で、私も主権者教育の取組も重要と考えておりますように、やはり、若い世代の方に政治に関心を持つていただき、参加をしていただくことそのものの重要性はおっしゃるとおりだと思います。

○白石 分科員 若い人が政治に興味を持つ、自分の同級生が議員に立候補した、これは大きな波紋を呼んで、その年代の人たちは関心を持つと思つてます。

そして、先ほどおっしゃつた、その答申のときに出た、否定とは言いませんが消極的な意見で、利害対立を調整する人生経験も必要だという話がありましたけれども、首長だつたらそれはあるかもしれないませんが、議員というのはその有権者の

声を届けるということが主な仕事ですので、若い人の意見を届けるという意味では、私は、議員というのは、利害調整よりも、政治に関心を持つて、自分たち、若い人の政策立案に貢献してもらつてということが大事だと思うんですね。

大臣、その辺、政治家としていかがでしょうか。

○松本 国務大臣 議会、議員についての役割をどのように考えるかということ、ここにおられる先輩方も含めて、諸先生方がおられる中では、おっしゃつたように、議員はやはり、私も国政は国民の、地方議会は住民の皆さんの声を議会に届けた上で行政に反映をさせるということは大事な仕事であります。同時に、具体的に実現をするに当たっては、やはり様々な調整が必要なことも確かでありまして、申し上げましたように、公職の職務内容というのをどのように位置づけ、また、いろいろな側面を持つていっている中で、どの側面にポイントを置いて最終的に決めるのかということになるのかというふうに思いますが、繰り返しになりますけれども、やはり、公職選挙法の、直接、いわば選挙制度の根幹に関わる問題につきまして、是非、立法府での御議論をお願いしたいと思いますところがございます。

○白石 分科員 先ほど大臣がおっしゃつた利害調整、確かに国会議員だつたらいろいろあるかもしれませんが、地方議員ですら、地方自治体であれば調整といつても、人数も限られていますし、まず地方議員からやつていくんじゃないかなというふうに思つてます。

国会での議論というのは、こういう場も国会で

## 3. 消防団員の減少対策を！

の議論に当たると思いますが、今、政治家として大臣にお伺いしました。議論に委ねるといふんじゃなくて、どちらかというと大臣は前向きということでは受け止めさせていただきますけれども、国会での議論というのは、それはこの委員会以外でどういう場を念頭に置いていらっしゃるでしょうか。

○松本国務大臣 公職選挙法、政治資金規正法を所管する立場から、これまでも、政治活動の自由であるとか選挙制度につきましては、やはり、今はここは行政府の責任者の立場で答弁をさせていただいている中で、特に民主主義、法治を重視する国々、立場からは、やはり政党間の御議論、国会における各立法府の方々の間の御議論といったものが、民主主義の制度の根幹に関わるものについては御議論いただいております。ということですが、いわば行政と立法との関係でも大変重要ではないかということで、このように御答弁申し上げます。

○白石分科員 議員立法でということをおっしゃっているとお受け止めました。また、大臣の方も後押し願えればと思います。

次は、消防団員の減少対策についてです。これだけ災害が多発している、特に、大雨による災害いつ来るか分からない大地震に備えて、消防団員の位置づけ、減少対策を打っていくことが大事だと思います。

それで、一昨年、二〇二二年三月の十六日に地方創生特別委員会でのことを取り上げ、幾つか挙げた中で、そのうちの一つは、出勤手当や年間

報酬の支給の直接支給化ですね。これを、一旦団長に渡して団長が配分するんじゃないかと、直接団員さんの口座に振り込むようにしてくださいということ、これを進めてくださいとお願いました。この点、今、現状はいかがですか。

○五味政府参考人 消防庁では、消防団員の確保に向けまして、処遇改善を進めるため、有識者会議での議論を経まして、消防団員の報酬等の基準を定めまして、消防団員の報酬について団員個人に対し市町村から直接支給するように、全国の市町村に働きかけを行ってまいりました。

この結果、令和五年四月時点で、年額報酬について直接支給を行う市町村が約八八%、出勤報酬について直接支給を行う市町村が約八六%となるなど、処遇改善に一定の進捗が見られたところであり、引き続き、地方公共団体に対して消防団員の処遇改善を働きかけてまいります。

○白石分科員 進んでいるということで、一〇〇%を目指して後押ししていただきたいと思えます。それから、やはり会社の協力が大事だ。八割が、会社が団員として出るのも、勤務時間中でも出るわけですから、会社としてもやはり動機づけというのが必要だと思います。その点、それを進めてほしいと二年前にお願いしました。今、状況はいかがですか。

○五味政府参考人 消防団員に占める被用者の割合が高まる中で、被用者の入団を促進するためには、企業の消防団に対する理解を深める必要があると考えております。

このため、従業員が消防団活動に参加すること

について積極的に配慮するなど、消防団に協力する企業を消防庁又は市町村が認定する消防団協力事業所表示制度の活用を進めておりまして、令和五年四月現在、千三百五十八市町村で導入されるなど、年々増加しております。

地方公共団体においては、認定を受けた協力事業所に対し、入札参加資格の加点や金融面での優遇など、様々な支援策が講じられております。また、消防団活動に特に深い理解を示し、消防団に協力している事業所等に対しまして、消防庁長官による表彰を行っております。

さらに、今年度で作成予定の消防団への入団促進マニュアルにおきましても、実際に消防団に入団したメリットとして防災や救命に関する知識やスキルが身につくといった点を挙げる声も多いため、こうした点についてもお示ししたいと考えておりまして、被用者の入団促進に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

○白石分科員 既定路線をどんどん進めていただきたいと思えます。

それで、大臣、お伺いしたいのは、その中で優良事例集というものがあって、ここを私は充実する余地があるんじゃないかと思うんですね。

例えば、消防団員というのは特別地方公務員です。では、特別地方公務員として、時間、外へ出ていく、危険な業務に出ていく、けがするかもしれない、もしかしたら一日、二日会社に来れないかもしれない、そういったところを就業規則上どう位置づけるかとか、こういったところをどういふところに盛り込んでいって、会社としてもこうい

うふうに処遇すればいいんだということが普及すると思うんですけども、この充実をお願いしたいんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○松本国務大臣 今も御指摘ございましたように、消防団員の数が年々減少していることは極めて深刻な問題でありまして、この確保は喫緊の課題であるという認識は私どもも強く持っているところでございます。

特に被用者の割合の高まりがございますので、企業への働きかけというのは、委員もこれまで御指摘いただいてきたということでございますが、大切だと思っております。総務省消防庁では、消防団員の確保に向けて、処遇の改善を行いつつ、企業に対しまして、従業員などの入団促進に向けた広報や協力事業所表示制度の活用促進、また、協力する事業者への支援なども行っていることは先ほど御答弁申し上げたとおりで、また、表彰もさせていただいて、できる限りの対策を講じているところでございます。

また、二月には、私から全国の都道府県知事、市町村長に対して書簡を出しまして、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、消防団の更なる充実に向けた一層の取組をお願いいたしました。

今お話をいただいた優良事例集も書簡に併せてお送りしておりますが、今委員からお話ございました活動の時間の調整ということでは、就業規則や社内文書等で勤務時間中の消防団活動を特別な有給休暇とするなどの業務上の配慮を行っている企業もありますようで、こういった取組も掲

#### 4. 災害時の手押しポンプ式井戸活用拡大を！

載をさせていただいているところで、周知に取り組んでいただいております。

今後とも、優良事例の更なる周知を図るなど、経済界や地方公共団体に対する働きかけを行って、消防団員の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

○白石分科員 よろしくお願いたします。

それで、次の質問、二番目のところに行くんですけども、災害時の、能登半島地震を見ていて、本当に困るのは断水だと。断水のところで非常に役に立ったというのは、手押しポンプ式井戸、いわゆる防災井戸が助かったということです。

防災井戸をもっと普及していただきたい。今でも普及のための制度が総務省、そして国交省にもあるということなんですけれども。まず、この制度はどんなものがあるのか、簡潔に願います、総務と国交。

○五味政府参考人 総務省消防庁におきましては、地方公共団体が指定避難所において避難者の生活環境の改善などを図る施設につきまして緊急防災・減災事業債の対象としておりまして、御指摘の防災井戸につきましてもこの緊急防災・減災事業債の対象としていただいております。

○白石分科員 やはり、大事な質問、大臣、願います。この手押しポンプ式井戸、防災井戸、これをもっと普及していただきたいんですね。普及するその後押しをしていただきたい、その制度をもっと拡充していただきたいんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○福重主査 松本大臣、簡潔に御答弁お願いいた

します。

○松本国務大臣 災害時の水の確保は大変重要でありまして、おっしゃったように、今回の能登半島地震におきましても井戸が活用されたというふうに聞いておるところでございます。

総務省の消防庁では、防災業務計画において地域防災計画の作成の基準を定めまして、地方公共団体に対して、水を始めとする生活に必要なもの、防災対策用の資機材の確保など平時からの災害の備えを促しております。指定避難所に防災井戸等の給水施設を整備する場合には、所要の地方財政措置を講じております。御指摘の防災井戸の整備などの地域の実情に応じた地方公共団体の災害対応力の強化を支援すべく取り組んでまいります。

○白石分科員 防災井戸の普及、そして、補助して造ってもらった防災井戸は、その位置をちゃんと分かるようにして、いざというときにみんなに使ってもらおうということにしてもらおうことも大事ですので、その点もどうぞよろしく願います。

終わります。